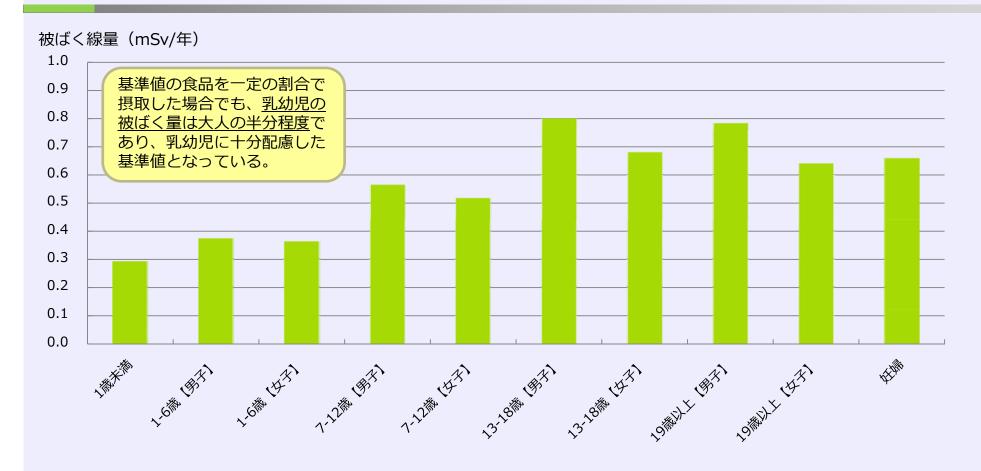
経過措置の設定について

● 新たな基準値への移行に際しては、市場(流通)に混乱が起きないよう、 準備期間が必要な食品(米、牛肉、大豆)については一定の範囲で経過措 置期間を設定する。



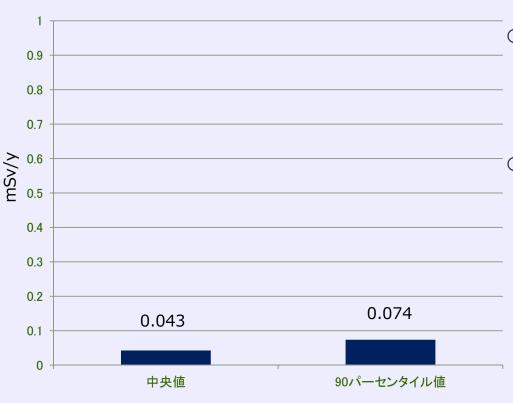
基準値の食品を一定の割合で摂取した場合の被ばく線量



- 基準値上限の食品を摂取し続けることは想定し得ず、実際の被ばく線量は これより相当程度小さい値になることが想定される。
 - ※「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」は汚染割合100%として、「一般食品」は汚染割合50%として算出

■ 食品からの放射性物質の摂取量推計

○新しい基準値に基づく放射性セシウムからの被ばく線量の推計

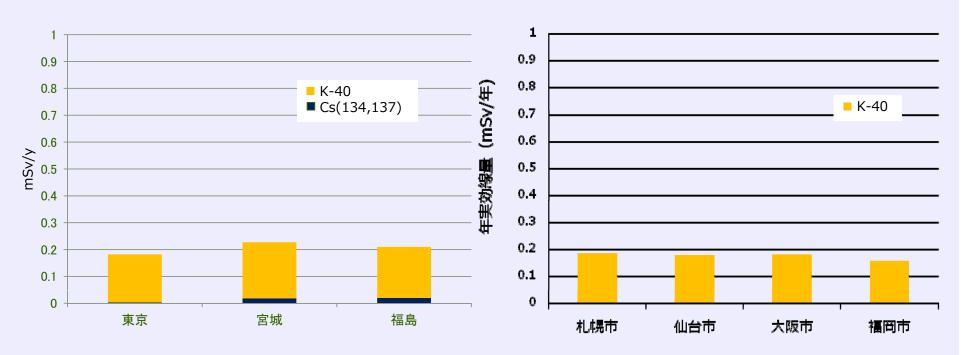


- ○平成23年8月1日から平成23年11 月16日に厚生労働省から公表され た食品中の放射性物質のモニタリン グデータを用いた推計
- ○新しい基準値の下での実際の被ばく線量は、中央値濃度もしくは、90パーセンタイル値濃度の食品を全年齢層における国民の平均摂取量で1年間摂取し続けたと仮定した場合、介入線量レベルの年間1ミリシーベルトに対し、小さな値になると推計される。
- ※推計では、不検出(ND)のデータはCs-134, Cs-137とも検出限界として示されている値を集計に使用。 示されていない場合は、放射性セシウムとして20 Bq/kgを超えた検出限界となっているものは20 Bq/kgを使用。 また、WHOのGEMS/food の考え方を参考に、食品群のうち、NDが60%以上80%未満であった食品群ではNDの半分の値、NDが80%以上であった食品群ではNDの4分の1の値を集計に使用。
- ※推計値は放射性セシウムからの被ばく線量のみであり、実際の被ばく線量としては、この他に、放射性セシウム以外 の核種からの被ばく線量が加わる。



■ 食品からの放射性物質の摂取量推計

- ○自然放射性物質であるK-40の摂取量に関しては、東京電力(株)福島第一原子力発電所 事故以前の試料から得られている結果と同程度
- ○食品からの放射性物質の年間摂取量の推定について ○食品か
 - ○食品からの天然放射性核種による年実効線量(平成20年度)



- ○平成23年9月及び11月に東京都、宮城県及び福島県で食品を購入。 なお、宮城県及び福島県のうち生鮮食品は可能な限り地元県産、あるいは 近隣県産品を購入。
- ○購入した食品を平成19年度国民健康・栄養調査の食品別摂取量平均を踏まえて調製を行い、混合し均一化したもの及び飲料水を試料として、Ge半導体検出器を用いて放射性物質(I-131、Cs-134、Cs-137及びK-40)を分析し、平均的な食生活における放射性物質の一年あたりの摂取量(mSv/man/year)を計算。



■食品中の放射性物質に関する規制値の見直しに係るスケジュール見込

- 厚生労働省から食品中の放射性物質の暫定規制値を通知(平成23年3月17日)
- 厚生労働大臣から、食品安全委員会に放射性物質の食品健康影響評価を要請(3月20日)
- 食品安全委員会の食品健康影響評価書の厚生労働大臣への答申(10月27日)
- 小宮山厚生労働大臣が、閣僚懇談会で、**今後の基本的方針について発言**(10月28日)
- 厚生労働大臣から<u>厚生労働省の薬事・食品衛生審議会への諮問。薬事・食品衛生審議会</u> 食品衛生分科会・放射性物質対策部会合同会議において今後の論点を整理(10月31日)
- 放射性物質対策部会において、新しい基準値について議論(11月24日)
- 放射性物質対策部会において、基準値案を作成(12月22日)
- 厚生労働大臣から放射線審議会(文部科学省)への諮問・答申(12月27日諮問、2月16日答申)
- パブリックコメントの実施(平成24年1月6日~2月4日)、WTOへの通報(1月17日~2月10日)、 リスクコミュニケーションの実施(1月16日~2月28日)等
- 厚生労働省の薬事・食品衛生審議会からの答申
- 基準値の告示の公布(3月予定)
- 基準値の施行(4月予定)

